

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500036号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500021号

第1 結論

昭和55年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和56年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私の父が行ってくれたはずであり、国民年金保険料も納付していたはずである。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続は、請求者の父が行ってくれたはずであり、国民年金保険料も請求者の父が納付していたはずであると陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、請求期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、請求者の父及び請求者の母の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録によると国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達する前月まで、保険料を全て納付している上、昭和45年10月からは付加保険料も納付していることが確認できることから、請求者の父は保険料の納付意識が高かったと考えられ、11か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500053号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500023号

第1 結論

平成3年*月から平成24年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成24年12月まで

私は、20歳になった平成3年*月頃に、A市役所又は社会保険事務所(当時。平成22年1月以降は年金事務所)で国民年金の加入手続を行い、同時期に同市役所で保険料の免除申請をしているが、未納となっている。免除申請時に、継続申請の説明はなく現在まで免除が継続しているはずである。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成3年*月頃に、A市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、同時期に同市役所で保険料の免除申請を行っているので、現在まで免除が継続しているはずであると主張しているが、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成27年3月16日に付番され、当該付番時点において、請求者は、20歳到達時に遡って、初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、それまでは、国民年金に未加入であったことから、制度上保険料の免除申請はできない。

また、請求者は、20歳到達以前の平成3年*月*日に、A市からB町(現在は、C市)に転居し現在に至っていることから、住民登録のないA市では、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、国民年金保険料の免除申請は、i)平成17年4月に免除の承認期間の遡及が可能となるまでは、申請日の属する月の前月以降、原則として免除の申請のあった日の属する年度の末日までの期間が免除承認期間とされており、免除を希望する場合は毎年免除申請を行わなければならない。ii)免除の継続申請の扱いは、平成17年7月から継続申請が可能とされた。iii)保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する扱いとなっている。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500103号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500022号

第1 結論

昭和54年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和57年3月まで

私は、請求期間当時は大学生であったため、卒業後の昭和57年4月に国民年金に加入したが、その後しばらくして、A市役所から、満20歳に到達した昭和54年*月から昭和57年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付するよう通知があったので、当該保険料を金融機関の窓口で一括納付した。請求期間の国民年金が未加入のままになっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学卒業後の昭和57年4月に国民年金に加入したが、A市役所から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付するよう通知があったので、当該期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和59年2月頃に払い出されたと推認され、この頃に、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得日は昭和57年4月1日となっている上、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、昭和57年4月1日と記載されていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間当時は大学生であり、平成3年3月まで、満20歳以上の学生は国民年金の任意加入被保険者であったことから、昭和54年*月に遡って国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインによる氏名検索及び国民年金被保険者払出検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。